

別記

今園の車議と対し車輛並其の他ニ対シテ速急ヲカケタルコトハ何トモ申澤無之
付テハ今致

一、車輛主ノ主張シ徳メ凡テ其弊アルコト

一、代理運搬手待遇ハ各自別々ニ規定ニテレル如ク産物手傷モ亦同レタル
コト

右二項ニ對シテ對シテ運守申ヘク後日ノ為一札如件

八月十日

ワウリング代理運搬手一同

車輛主各位殿

勞務第三六六三號

昭和六年八月十三日

警視總監 高 嶋 守 雄

内務大臣 安達謙藏 殿

各 廳 府 縣 長 官 殿 (八六拜呈)

6. 8. 19
2905

全快白本交通東京支部自動車分会ノツリリング

自動車争議ニ對シテルアジビラニ関スル件

全快白交通東京支部自動車分会ニ對シテハ別途交通報ニ係ルツリ
リング自動車株式会社ノ争議解決ニ関シ別記ノ如クアジビラヲ發行
シ拘留者高野倉次下五名ノ釈放ノ為メニ八月十五日正午署名署
ニ押シ掛ケ口ト煽動中ナルヲ次ニ注意中
右及申(通)報候也

A